

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所選定にあたって

用語の定義・一覧表の注釈

(1)指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所または施設で、市が指定するもの。

地震災害、津波災害、洪水等の浸水害、土石流等の土砂災害など、災害の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定することとなる。

(2)指定避難所(福祉避難所も含む)

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させ避難者の生活環境を確保するための施設で市が指定するもの。

(3)福祉避難所(指定避難所の一部)

障害者等の要配慮者が避難所での生活において安心して生活ができる体制を整備した施設

(4)「指定避難所」欄が「○」の施設は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる。

(「災害の種類」欄が「◎」または「○」または「△」の災害時のみ)

(5)「収容人員」は、避難所として使用する場合の被災者の収容数であり、体育館等の面積に応じて、2.5㎡当たり1人で算出。

(6)「災害の種類」欄の凡例

◎: その災害時に指定緊急避難場所または指定避難所とする施設で優先して開設する避難所

○: その災害時に指定緊急避難場所または指定避難所とする施設

△: 備考欄に記載の点に注意が必要だが、指定緊急避難場所または指定避難所とする施設

×: その災害時には指定緊急避難場所または指定避難所としない施設

(洪水)

凡例	判定基準
○	敦賀市洪水避難地図(敦賀市洪水ハザードマップ)において浸水区域にかからない施設
△	建物の場合、1m未満の浸水区域にある施設 公園等の場合、0.5m未満の浸水区域にある公園等
×	建物の場合、1m以上の浸水区域にある施設 公園等の場合、0.5m以上の浸水区域にある公園等

(土砂)

凡例	判定基準
◎	土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域にかからない施設
○	敷地の一部等が土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域にかかるが、施設等に影響がないと考えられる施設
×	上記の◎または○または△に該当しない不適切な施設

(高潮)

凡例	判定基準
○	沿岸部から距離があり、高潮による影響が見込まれないと考えられる施設等
△	沿岸部に近いが、高潮による影響が見込まれないと考えられる施設等

(地震)

凡例	判定基準
○	新耐震基準を満たす施設(昭和56年以降の建物又は、耐震補強を行っているもの)
×	新耐震基準を満たしていない施設

(津波)

凡例	判定基準
○	敦賀市津波ハザードマップにおいて浸水区域にかからない施設等
△	建物の場合、0.3m未満の浸水区域にある施設
×	浸水区域にある公園等

(大規模な火事)

凡例	判定基準
○	防火地域にない施設等
×	防火地域にある施設等